



新型コロナウイルス対策本部

第6回対策会議を開催

4月23日に第6回対策会議を開催しました。さらなる対策の具体的な取り組みは以下のとおりです。

1. 緊急要請事項への今後の対応について

(1) 雇用対策について

①雇用対策に関する要請

- ・雇用調整助成金については、引き続き課題抽出を行う。

②派遣添乗員に関する要請

- ・社会保険の減免については政府の緊急対策が進んでいることから、要請は終了とする。
- ・雇用調整助成金については、派遣添乗員の課題については更なる課題抽出を行う。
- ・雇用調整助成金とは別に、セーフティネットとしての別対策の検討を進める。

(2) 労働対策について

①宿泊施設での感染者隔離に関する要請

- ・原則反対である。もし受け入れる場合は「従業員と感染者の接点がないこと」が前提である。
- ・今後は宿泊施設での医療従事者の宿泊施設での受け入れ、および宿泊施設を災害時の避難所としての活用も検討する。

(3) 産業対策について

①物流の維持・確保に関する要請

- ・物流の要請は航空局と認識合わせができた為、要請は終了する。

②観光産業の再生に関する要請

- ・産業対策としての財政出動、経済対策については、観光に対する経済対策が補正予算に盛り込まれたので終了とすることとし、今後は事業継続にむけた対策を検討する。

2. 今後の取り組み

- ・影響が長引いており、雇用問題が発生している状況を踏まえ、改めて新型コロナウイルス対策本部（サービス連合本部）が窓口であることを周知する。
- ・今後の対策は影響が長期化することも視野に入れ講じる。

加盟組合での新型コロナウイルスの影響による労働問題のご相談は、サービス連合本部までお願いします。 [Tel. 03-5919-3261](tel:03-5919-3261)